

保育教諭人材確保事業 (「幼稚園教諭免許状更新経費補助分」の拡充)

1. 目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有する者とされており、平成27年度から、免許・資格の取得経費を施設へ補助する事業を実施している。

今回、新たに幼稚園教諭免許状の更新経費についても支援の対象とすることで、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 拡充内容

幼保連携型認定こども園等において保育教諭等として勤務する者が、幼稚園教諭免許状を更新するために要した講習の受講料の一部につき補助を行う。

3. 拡充による効果

幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を保有した保育教諭の配置が必要となる。平成31年度末までの経過措置期間中に、幼稚園教諭免許状の更新を必要とする者を対象に、経費の支援を行うことで、平成32年度以降の幼保連携型認定こども園における円滑な運営に資することができる。

【事業の流れ】

① 幼保連携型認定こども園等に勤務する保育教諭等が、補助対象年度に幼稚園教諭免許状の更新を行う。



② 勤務する施設（法人）から市に対して、当該更新に要した受講料の補助申請を行う。



③ 市で審査の上、補助要件に合致すれば、施設（法人）に対し、本事業の対象となる者1人につき、受講料の1/2（上限10万円）の補助を行う。